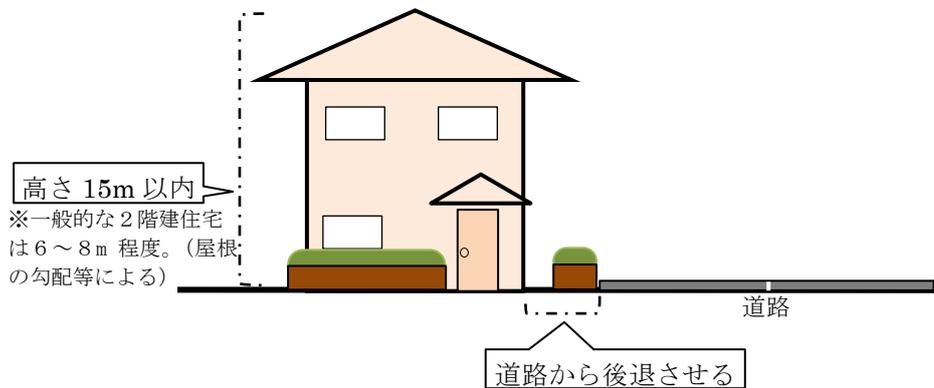


金倉組景観づくり基準

金倉組景観づくり住民協定協議会

建築物及びその敷地に関する事項

- * 建築物の高さは地盤面から 15m 以内とし、できる限り道路から後退させること。
- * 建築物の外壁の色彩は基本暖色系とし、蛍光塗料やけばけばしい色彩は禁止とする。
- * 敷地内の塀又は柵等は暖色系なもの、生け垣あるいは木を使用したもの又は開放性のあるものとし、できる限りコンクリートは避けること。

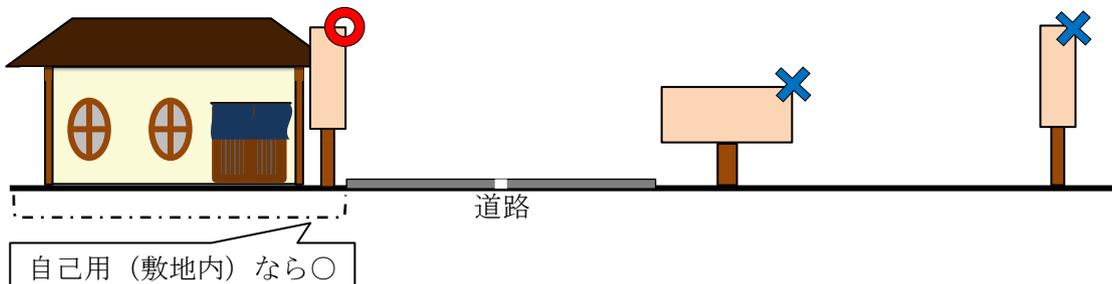


公共施設及び公共的部分に関する事項

- * 公共施設の外壁の色彩は暖色系又は木と類似したものとする。
- * 公共施設及び公共的部分の清掃、管理は協定者で協力し、美化・維持に努める。

工作物に関する事項

- * 広告物の設置は自己用又は非営利目的なものに限る。
- * 広告物の色彩は地色の彩度8度以下とし、周辺との調和を図ること。
- * 光源で動きのあるものを設置する場合は、金倉景観協議会と要協議すること。



緑化に関する事項

- * 宅地に植栽する場合は、統一した若しくは類似したものとする。
- * 植栽した樹木等は適正な管理を行うこと。

※その他、当基準に定められていないものについては、町景観形成基準に準ずる。